

葛飾区障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

障害者施設課

1 改正理由

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、自立生活支援センター及び子ども発達センターの事業を改めるほか、所要の改正をするもの

2 改正内容

- (1) 自立生活支援センターの事業として、新たに障害者自立支援法に規定する特定相談支援事業及び児童福祉法に規定する障害児相談支援事業を定めること
- (2) 子ども発達センターの事業として、障害者自立支援法に規定する児童デイサービスに関する事業及び児童福祉法に基づく知的障害児通園事業を同法に規定する児童発達支援を行う事業に改めること

3 新旧対照表

別紙1のとおり

4 施行期日

平成24年4月1日

5 その他

葛飾区障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則（案）については、別紙2の新旧対照表のとおり

葛飾区障害者福祉センター条例の一部を改正する条例 新旧対照表

障害者施設課

葛飾区障害者福祉センター条例(改正部分抜粋)

現 行			改正案		
第1条 (略) (施設、事業等)			第1条 (略) (施設、事業等)		
第2条 障害者福祉センターに設置する施設の名称及び種別並びに当該施設において行う事業は、次の表のとおりとする。			第2条 障害者福祉センターに設置する施設の名称及び種別並びに当該施設において行う事業は、次の表のとおりとする。		
施設の名称	施設の種別	事業	施設の名称	施設の種別	事業
1 自立生活支援センター		<u>障害者等に対する総合的な相談及び支援</u>	1 自立生活支援センター		<u>(1)障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第17項に規定する特定相談支援事業</u> <u>(2)児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第6項に規定する障害児相談支援事業</u> <u>(3)その他葛飾区長(以下「区長」という。)が必要と認める事業</u>

<p>2 子ども発達センター</p>	<p>児童福祉法(昭和22年法律第164号)第43条に規定する知的障害児通園施設及び障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第5条第8項に規定する厚生労働省令で定める施設</p>	<p>(1) 児童福祉法第43条に規定する保護及び知識技能の付与(以下「知的障害児通園事業」という。)</p> <p>(2) 障害者自立支援法第5条第8項に規定する児童デイサービスに関する事業(以下「児童デイサービス事業」という。)</p> <p>(3) 保護者の出産、傷病その他の事由により緊急かつ一時的に保育に欠ける知的障害児等に対する保育(以下「緊急一時保育」という。)</p> <p>(4) 保護者の</p>	<p>2 子ども発達センター</p>	<p>児童福祉法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター</p>	<p>(1) 児童福祉法第6条の2第2項に規定する児童発達支援を行う事業(以下「児童発達支援事業」という。)</p> <p>(2) 保護者の出産、傷病その他の事由により緊急かつ一時的に保育に欠ける知的障害児等に対する保育(以下「緊急一時保育」という。)</p> <p>(3) 保護者の</p>
--------------------	---	--	--------------------	---------------------------------------	--

		子育てに伴う 心身の疲労の 解消その他の 事由により一 時的に保育を 必要とする知 的障害児等に 対する保育(以 下「一時保育」 という。) <u>(5) その他葛</u> <u>飾区長</u> (以下 <u>「区長」とい</u> <u>う。)</u> が必要と 認める事業			子育てに伴う 心身の疲労の 解消その他の 事由により一 時的に保育を 必要とする知 的障害児等に 対する保育(以 下「一時保育」 という。) <u>(4) その他区</u> <u>長が必要と認</u> <u>める事業</u>
3 (略)	(略)	(略)	3 (略)	(略)	(略)
4 地域活動 支援センター	障害者自立支 援法第5条第 <u>2 2 項</u> に規定 する地域活動 支援センター	(1) (略) (2) (略) (3) (略)	4 地域活動 支援センター	障害者自立支 援法第5条第 <u>2 6 項</u> に規定 する地域活動 支援センター	(1) (略) (2) (略) (3) (略)
第3条 (略) <u>(子ども発達センターにおける知的障害児通園事</u> <u>業の利用に係る使用料)</u>			第3条 (略) <u>(削除)</u>		
第3条の2 知的障害児通園事業を利用する障害児 <u>の保護者は、児童福祉法第24条の2第2項に規定</u> <u>する厚生労働大臣が定める基準により算定した費</u>					

<p><u>用の額を使用料として納付しなければならない。</u></p> <p><u>(子ども発達センターにおける知的障害児通園事業の利用に係る使用料の減額)</u></p> <p>第3条の3 区長は、特別の理由があると認めるときは、<u>前条に規定する使用料を減額することができる。</u></p> <p>(子ども発達センターにおける<u>児童デイサービス事業</u>の利用者)</p> <p>第4条 <u>児童デイサービス事業</u>を利用することができる者は、葛飾区内に住所を有する知的障害児その他区長が必要と認める児童で、1歳6箇月から小学校就学の始期に達するまでのものとする。</p> <p>(子ども発達センターにおける<u>児童デイサービス事業</u>の利用に係る使用料)</p> <p>第5条 <u>児童デイサービス事業</u>を利用する者の保護者は、<u>障害者自立支援法第29条第3項</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を使用料として納付しなければならない。</p> <p>(子ども発達センターにおける<u>児童デイサービス事業</u>の利用に係る使用料の減額)</p> <p>第6条 区長は、特別の理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額することができる。</p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>(障害者生活介護事業所の使用料)</p> <p>第9条の2 障害者生活介護事業所を利用する者は、<u>障害者自立支援法第29条第3項</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を</p>	<p>(削除)</p> <p>(子ども発達センターにおける<u>児童発達支援事業</u>の利用者)</p> <p>第4条 <u>児童発達支援事業</u>を利用することができる者は、葛飾区内に住所を有する知的障害児その他区長が必要と認める児童で、1歳6箇月から小学校就学の始期に達するまでのものとする。</p> <p>(子ども発達センターにおける<u>児童発達支援事業</u>の利用に係る使用料)</p> <p>第5条 <u>児童発達支援事業</u>を利用する者の保護者は、<u>児童福祉法第21条の5の3第2項第1号</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額を使用料として納付しなければならない。</p> <p>(子ども発達センターにおける<u>児童発達支援事業</u>の利用に係る使用料の減額)</p> <p>第6条 区長は、特別の理由があると認めるときは、前条に規定する使用料を減額することができる。</p> <p>第7条～第9条 (略)</p> <p>(障害者生活介護事業所の使用料)</p> <p>第9条の2 障害者生活介護事業所を利用する者は、<u>障害者自立支援法第29条第3項第1号</u>に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用</p>
--	---

<p>使用料として納付しなければならない。</p> <p>第10条～第10条の4 (略)</p> <p>(利用の拒否等)</p> <p>第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>知的障害児通園事業、児童デイサービス事業</u>又は障害者生活介護事業所の利用を拒否することができる。</p> <p>(1) 施設の利用者が定員に達しているとき。</p> <p>(2) 感染性の疾病にり患した者であるとき。</p> <p>(3) 施設の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、区長が利用を不相当と認めるとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第12条～第13条 (略)</p>	<p>の額を使用料として納付しなければならない。</p> <p>第10条～第10条の4 (略)</p> <p>(利用の拒否等)</p> <p>第11条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、<u>児童発達支援事業又は障害者生活介護事業所</u>の利用を拒否することができる。</p> <p>(1) 施設の利用者が定員に達しているとき。</p> <p>(2) 感染性の疾病にり患した者であるとき。</p> <p>(3) 施設の管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、区長が利用を不相当と認めるとき。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>第12条～第13条 (略)</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成24年4月1日から施行する。</u></p>
--	--

葛飾区障害者福祉センター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

障害者施設課

葛飾区障害者福祉センター条例施行規則(改正部分抜粋)

現 行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(休館日等)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(休館日等)</p>
<p>第2条</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 子ども発達センターにおける<u>知的障害児通園事業</u>（葛飾区障害者福祉センター条例（平成16年葛飾区条例第38号。以下「条例」という。）第2条の表2の項に規定する<u>知的障害児通園事業をいう。</u>）、<u>緊急一時保育</u>（同項に規定する<u>緊急一時保育をいう。</u>以下同じ。）及び一時保育（同項に規定する一時保育をいう。以下同じ。）については<u>土曜日</u>を、<u>子ども発達センターにおける児童デイサービス事業</u>（同項に規定する<u>児童デイサービス事業をいう。</u>）については<u>月曜日</u>を、それぞれ休業日とする。</p>	<p>第2条</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>2 子ども発達センターにおける<u>緊急一時保育</u>（葛飾区障害者福祉センター条例（平成16年葛飾区条例第38号。以下「条例」という。）第2条の表2の項に規定する<u>緊急一時保育をいう。</u>以下同じ。）及び一時保育（同項に規定する一時保育をいう。以下同じ。）については、<u>土曜日</u>を休業日とする。</p>
<p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(子ども発達センターにおける<u>知的障害児通園事業</u>の利用に係る使用料の減額)</p>	<p>第3条～第5条 (略)</p> <p>(子ども発達センターにおける<u>児童発達支援事業</u>の利用に係る使用料の減額)</p>
<p>第5条の2 <u>条例第3条の3</u>の規定により<u>知的障害児通園事業</u>の利用に係る使用料を減額することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童が前年度分の特別区民税又は市町村民</p>	<p>第5条の2 <u>条例第6条</u>の規定により<u>児童発達支援事業</u>の利用に係る使用料を減額することができる場合及びその額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 児童が前年度分の特別区民税又は市町村民</p>

税が非課税である世帯に属するとき。 使用料の額から児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2第2項又は第3項に規定する障害児施設給付費の額を控除した額

(2) (略)

2 (略)

3 (略)

第6条～第9条 (略)

税が非課税である世帯に属するとき。
児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第2項第2号に掲げる額

(2) (略)

2 (略)

3 (略)

第6条～第9条 (略)

付 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。